

役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、福島町内の役員等には実費弁償費は支払わない。

2 前項の報酬及び費用弁償額は理事長及び兼務役員には支給しない。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員等が評議員会等以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、福島町内の役員等には実費弁償費は支払わない。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程は適用することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第8条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、福島町内の者には実費弁償費は支払わない。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 第3条の規定による報酬等（別表1）は当該会議出席の都度支給する。

(2) 第4条第1項の規定による理事長に対する報酬（別表2）は職員給与の支給日に合わせて支給する。

(3) 第4条第2項及び第3項及び第5条の規定による報酬等（別表2）は当該業務に従事した日に支給する。

- (4) 第6条の規定による旅費等は帰着し、復命書提出の後支給する。ただし、必要がある場合は概算払いの方法で支給することができる。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第10条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(役員等の職務証跡)

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改 正)

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

(補 則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月1日より適用する。なお、従前の社会福祉法人福島福祉会役員に対する報酬及び費用弁償規程は廃止する。
- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行し令和5年4月1日より適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 9,000 円	実費額 ただし、自家用車 の場合は 1 km につき 18 円
評議員会出席報酬等	日額 9,000 円	

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	月額 150,000 円	実費額 ただし、自家用車の場合は 1 km につき 18 円
理事及び評議員業務報酬等	日額 12,000 円	
監事業務報酬等	日額 12,000 円	

別表 3 (第 6 条関係)

鉄 道 賃	船 賃	車 賃	旅行諸費 (1 日)	宿 泊 料 (1 夜につき)		食 卓 料 (1 夜につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
乗車に要 する運賃	上級運賃 又は実費	実費	3,000 円	16,600 円	10,700 円	3,000 円

備考 1 ・宿泊料の欄中、甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、北九州市の各市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

2 ・固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

3 ・旅行者が公用の船、車を利用して旅行したときは、当該鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。(表中宿泊料の金額は、現行職員出張旅費規程の金額を適用)

別表 4 (第 8 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
報酬及び旅費	日額 5,500 円	実費相当